

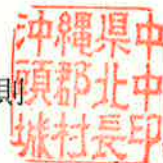


北中城村告示第 14 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、那覇広域都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 7 日

北中城村長 比嘉 孝則



1. 都市計画の種類及び名称
 - ・那覇広域都市計画用途地域（ライカム地区）
 - ・那覇広域都市計画地区計画（ライカム地区地区計画）
2. 都市計画の変更に係る土地の区域
北中城村字ライカムの全部、字島袋・字比嘉・字屋宜原の各一部
3. 縦覧場所：北中城村役場 建設課（第 2 庁舎 4 階）